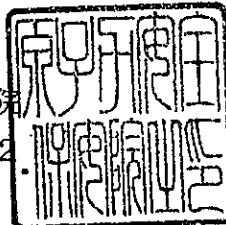


経済産業省

平成 23・05・10 原院第 4 号
平成 23 年 5 月 26 日

耐震設計構造物の保安の確保について（要請）

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-251b-11-2



平成 23 年 3 月 11 日、千葉県市原市のコスモ石油株式会社千葉製油所液化石油ガス貯蔵施設において、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及びその余震により球形貯槽が座屈し、同施設内の液化石油ガスが漏えいし、大規模な火災・爆発事故が発生しました。

本火災・爆発事故の原因については、現在調査中ですが、球形貯槽の座屈の原因是、通常の運転状態では液化石油ガスが貯蔵される球形貯槽に、開放検査後空気を置換するために液化石油ガスより比重の大きな水を満たしたため、通常の運転状態よりも大きな荷重が当該貯槽に加わったことが一因であると考えられます。

このため、原子力安全・保安院は、高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和 56 年通商産業省告示第 515 号）第 1 条第 8 号に規定する耐震設計構造物を保有している事業所に対し、下記の措置を要請することとします。

記

耐震設計構造物に、通常の運転状態よりも比重の大きい水等の液体又は不活性ガス（以下「水等」という。）を満たそうとするときは、これら水等を満たした状態でも、同基準第 1 条の 3 に規定する耐震設計構造物が保有すべき耐震性能（昭和 57 年 4 月の高圧ガス設備等耐震設計基準の施行以前に設置され、又は工事に着手されていた耐震設計構造物については、「既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（球形貯槽・横置円筒形貯槽）」（昭和 57 年 4 月 1 日付け 57 立局第 180 号）、「既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（塔類）」（昭和 58 年 4 月 12 日付け 58 立局第 204 号）又は「既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平底円筒形貯槽）」（昭和 59 年 11 月 6 日付け 59 立局第 575 号）に規定する耐震性能）を有しているかどうかを確認すること。

その結果、当該耐震性能を有していないと判断されるときは、以下に掲げる要件を満

たした上で、水等を満たすこと。

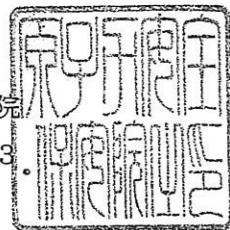
1. 強い地震により仮に耐震設計構造物が倒壊したとしても、当該耐震設計構造物付近の配管、設備等が破損し、その結果として可燃性ガス、酸素及び毒性ガスの漏えいが発生しないよう、倒壊により破損する可能性のある配管、設備等の保護、縁切り等の措置を行うこと。
2. 水等を満たしている期間は、必要最低限にとどめること。

経済産業省

平成 23・06・28 原院第 2 号
平成 23 年 6 月 30 日

緊急遮断弁の適切な管理について（注意喚起）

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-251b-11-3。



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成 23 年 6 月 7 日に、コスモ石油株式会社から、同社千葉製油所及び四日市製油所においてコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）第 5 条第 1 項第 44 号に定める「液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置」として設置されている弁を開状態で固定していた旨の報告を受けました。

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律 204 号。以下「法」という。）の関係省令において定めている「漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置」として設置されている弁（以下「緊急遮断弁」という。）の固定は、法第 11 条第 1 項及び第 12 条第 1 項に定める製造のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない義務、法第 18 条第 1 項及び第 2 項に定める貯蔵所を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない義務又は法第 24 条の 3 第 1 項に定める消費のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない義務に反する行為である。これを受け、当院は、高圧ガスの大量漏えいによる災害を防止するため、可燃性ガス、毒性ガス若しくは酸素の液化ガスの貯槽（内容積が 5000 リットル未満のものを除く。）又は一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定に適合するコールド・エバポレータを使用して高圧ガスを製造及び貯蔵する者並びに特殊高圧ガスの貯蔵設備を使用して特殊高圧ガスを消費する者に対し、下記の事項を注意喚起することとします。

記

1. 緊急遮断弁は、当該緊急遮断弁が接続された貯槽の元弁又は容器のバルブが閉止され

ていない限り、いかなる場合にあっても、必要な時に安全に、かつ、速やかに閉止できる状態を維持しなければならないこと。

2. 工事等の際に緊急遮断弁を開状態で固定する必要が生じた場合には、当該緊急遮断弁が接続された貯槽の元弁又は容器のバルブを閉止すること。
3. 緊急遮断弁を開状態で固定しなければ液封等の高圧ガスの保安上の問題が生じる場合には、液圧逃がし弁を設置するなどの措置を速やかに講ずること。

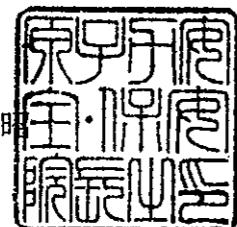
経済産業省

平成23・06・28原院第4号

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程を
次のように制定する。

平成23年7月4日

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信時



高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正
する規程

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成19・06・18
原院第2号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成23年7月4日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成19・06・18原院第2号）

改 正 後	現 行
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について	(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について
I. 高圧ガス保安法関係	I. 高圧ガス保安法関係
第2条関係（定義）	第2条関係（定義）
<p>第4号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、液化シアン化水素、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている。ただし、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては誤解を避ける意味で、液状のものを意味する場合のみ、例えば、液化炭酸ガスと表現し、気状のもの及び液状のものの双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとし、液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のものの双方を意味するものとする。</p> <p>「液化ガス」とは、現に液体であって</p> <p>① 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かであるかにかかわらず、当該液体の蒸気圧が大気圧と等しくなる温度をいう。以下②において同じ。）が40度以下のもの又は</p> <p>② 大気圧下における沸点が40度を超える液体が、その沸点以上にある場合のものをいう。</p> <p>ただし、①括弧内の注釈が本内規に追加された平成23年7月4日以前に設置された設備（設置のための工事に着手している設備も含む。）のうち、当該設備の設置時又は工事着手時に当該設備の所在する都道府県がこの注釈とは異なる解釈に基づいて高圧ガス保安法の適用を受けないと判断していた設備であって、都道府県が以下の1)及び2)のいずれにも該当すると判断するものについては、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルトの工事を行うまでの間、所在都道府県の従前の解釈によるものとする。</p> <p>1) 設置時に特定設備検査を受けていないなど、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルトの工事を行わない限り高圧ガス保安法に基づいた許可又は届出の手続を行うことが困難であると認められること。</p> <p>2) 大規模改修又はスクラップアンドビルトの工事を行なわなくても、高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有すると判断されること。</p> <p>「圧力」とは、第1号から第3号までの前段においては、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（①機械的加圧②加熱③化学反応④その他）の如何を問わないこととする。</p> <p>また、第1号から第3号までの後段および第4号においては、ガスが温度上昇により理論上、将来到達するはずの圧力をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。</p>	<p>第4号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、液化シアン化水素、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている。ただし、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては誤解を避ける意味で、液状のものを意味する場合のみ、例えば、液化炭酸ガスと表現し、気状のもの及び液状のものの双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとし、液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のものの双方を意味するものとする。</p> <p>「液化ガス」とは、現に液体であって</p> <p>① 大気圧下における沸点が40度以下のもの（大気中に放出された場合ほぼガス状になるもの）又は</p> <p>② 大気圧下における沸点が40度を超える液体が、その沸点以上にある場合のものをいう。</p> <p>「圧力」とは、第1号から第3号までの前段においては、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（①機械的加圧②加熱③化学反応④その他）の如何を問わないこととする。</p> <p>また、第1号から第3号までの後段および第4号においては、ガスが温度上昇により理論上、将来到達するはずの圧力をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。</p>
(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について	(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について
第3条関係	第3条関係
<p>「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。</p> <p>「移動式製造設備の使用の本拠」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに通常置く場所をいう。</p> <p>第2項第6号において「貯蔵設備を有しない移動式製造設備」とは、車のついた圧縮機のような貯蔵設</p>	<p>「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。</p> <p>「移動式製造設備の使用の本拠」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに通常置く場所をいう。</p> <p>第2項第5号において「貯蔵設備を有しない移動式製造設備」とは、車のついた圧縮機のような貯蔵設</p>

備を有していない移動式製造設備をいう。

バルクローリ等の「貯蔵設備を有する移動式製造設備」（容器と製造設備が接続され、一体として移動する製造設備）で高圧ガスの貯蔵を行う場合は図面が必要であるが、貯蔵設備を有しない移動式製造設備は貯蔵を行うことがないため除いたものである。

なお、移動式製造設備の許可を受ける場合であって当該設備で高圧ガスの貯蔵を行う場合は、この号に基づく「貯蔵場所の技術上の基準に関する事項」及び「貯蔵場所の位置及び付近の状況を示す図面」の提出が必要となる。

第6条関係

1. ~ 2. (略)

3. 第1項第3号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等通常定置されて使用されるものをいい、たばこの火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは、「火気」に含まれるので、法第37条の規定により、あらかじめ第一種製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第3号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第26号の規定に基づき設置された可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）及び「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）」（独立行政法人産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備については、第1項第3号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。したがって、これらの防爆指針及びガイドに基づき非危険場所に分類された場所に設置する電気設備については、防爆構造を有しなくとも、「火気を取り扱う施設」には該当しない。

なお、可燃性ガスの取り入れ、取り出し口の方向は火気を使用する場所及び他の貯槽をさけることが望ましい。

4. ~ 16. (略)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第3条関係

「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。

「移動式製造設備の使用の本拠」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに通常置く場所をいう。

第2項第6号において「貯蔵設備を有しない移動式製造設備」とは、車のついた圧縮機のような貯蔵設備を有していない移動式製造設備をいう。

バルクローリ等の「貯蔵設備を有する移動式製造設備」（容器と製造設備が接続され、一体として移動する製造設備）で高圧ガスの貯蔵を行う場合は図面が必要であるが、貯蔵設備を有しない移動式製造設備は貯蔵を行うことがないため除いたものである。

なお、移動式製造設備の許可を受ける場合であって当該設備で高圧ガスの貯蔵を行う場合は、この号に基づく「貯蔵場所の技術上の基準に関する事項」及び「貯蔵場所の位置及び付近の状況を示す図面」の提出が必要となる。

第6条関係

1. ~ 4. (略)

5. 第1項第7号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等

備を有していない移動式製造設備をいう。

バルクローリ等の「貯蔵設備を有する移動式製造設備」（容器と製造設備が接続され、一体として移動する製造設備）で高圧ガスの貯蔵を行う場合は図面が必要であるが、貯蔵設備を有しない移動式製造設備は貯蔵を行うことがないため除いたものである。

なお、移動式製造設備の許可を受ける場合であって当該設備で高圧ガスの貯蔵を行う場合は、この号に基づく「貯蔵場所の技術上の基準に関する事項」及び「貯蔵場所の位置及び付近の状況を示す図面」の提出が必要となる。

第6条関係

1. ~ 2. (略)

3. 第1項第3号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等通常定置されて使用されるものをいい、たばこの火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは、「火気」に含まれるので、法第37条の規定により、あらかじめ第一種製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第3号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第26号の規定に基づき設置された可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）及び「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）」（独立行政法人産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備については、本号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。

なお、可燃性ガスの取り入れ、取り出し口の方向は火気を使用する場所及び他の貯槽をさけることが望ましい。

4. ~ 16. (略)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第3条関係

「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。

「移動式製造設備の使用の本拠」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに通常置く場所をいう。

第5号において「貯蔵設備を有しない移動式製造設備」とは、車のついた圧縮機のような貯蔵設備を有していない移動式製造設備をいう。

バルクローリ等の「貯蔵設備を有する移動式製造設備」（容器と製造設備が接続され、一体として移動する製造設備）で高圧ガスの貯蔵を行う場合は図面が必要であるが、貯蔵設備を有しない移動式製造設備は貯蔵を行うことがないため除いたものである。

なお、移動式製造設備の許可を受ける場合であって当該設備で高圧ガスの貯蔵を行う場合は、この号に基づく「貯蔵場所の技術上の基準に関する事項」及び「貯蔵場所の位置及び付近の状況を示す図面」の提出が必要となる。

第6条関係

1. ~ 4. (略)

5. 第1項第7号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等

通常定置されて使用されるものをいい、煙草の火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは「火気」に含まれるので法第37条の規定により、あらかじめ、第一種製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第7号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第27号の規定に基づき設置された液化石油ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）及び「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）」（産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備については、第1項第7号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。したがって、これらの防爆指針及びガイドに基づき非危険場所に分類された場所に設置する電気設備については、防爆構造を有しなくても、「火気を取り扱う施設」には該当しない。

なお、液化石油ガスの取り入れ、取り出し口の方向は火気を使用する場所及び他の貯槽をさけることが望ましい。

6. ~ 14. (略)

第9条関係

(1) (略)

(2) なお、輸送者及び受入者についての許可手続等については、次の表を参照されたい。

輸送車の区分	輸送者	受入者
1. 移動式製造設備である輸送者	③充てんに際し、保安係員が立ち会い監督できるようにすることが望ましいが、輸送者側の保安係員がその事業所において受入者の事業所での充てん作業を監督できる体制（例えば、あらかじめ保安係員が指名した一定の知識、経験を有する者による充てん）となっている場合はこ限りでない。	③保安責任者（受入者の受け入れる液化石油ガスの製造又は消費に関し一年以上の経験を有する者、液化石油ガス保安規則第71条の特定高圧ガス取扱主任者となる資格を有する者又は高圧ガス保安協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者に限る。）を選任する。ただし、受入者が第一種製造者である場合は、その事業所で選任されてい保安係員でよい。

(3) ~ (5) (略)

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第5条関係

1. ~ 7. (略)

8. 第1項第14号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等通常定置されて使用されるものをいい、たばこの火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは、「火気」に含まれるので、法第37条の規定により、あらかじめ特定製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第14号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第48号の規定に基づき設置された可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」（労働省産業安全研究所技術指針）、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）及び「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）」（産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設

等通常定置されて使用されるものをいい、煙草の火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは「火気」に含まれるので法第37条の規定により、あらかじめ、第一種製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第7号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第27号の規定に基づき設置された液化石油ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」及び「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備については、本号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。

なお、液化石油ガスの取り入れ、取り出し口の方向は火気を使用する場所及び他の貯槽をさけることが望ましい。

6. ~ 14. (略)

第9条関係

(1) (略)

(2) なお、輸送者及び受入者についての許可手続等については、次の表を参照されたい。

輸送車の区分	輸送者	受入者
1. 移動式製造設備である輸送者	③充てんに際し、保安係員（第6.4条第2項第1号の規定に適合する移動式製造設備にあっては、同号イ、ロ又はハに該当する者。以下同じ。）が立ち会い監督できるようになることが望ましいが、輸送者側の保安係員がその事業所において受入者の事業所での充てん作業を監督できる体制（例えば、あらかじめ保安係員が指名した一定の知識、経験を有する者による充てん）となっている場合はこ限りでない。）が立ち会い監督できるようになることが望ましいが、輸送者側の保安係員がその事業所において受入者の事業所での充てん作業を監督できる体制（例えば、あらかじめ保安係員が指名した一定の知識、経験を有する者による充てん）となっている場合はこ限りでない。	③保安責任者（受入者の受け入れる高圧ガスの製造又は消費に関し一年以上の経験を有する者又は高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を終了した者に限る。）を選任する。ただし、受入者が第一種製造者である場合は、その事業所で選任されている保安係員でよい。

(3) ~ (5) (略)

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第5条関係

1. ~ 7. (略)

8. 第1項第14号中「火気を取り扱う施設」とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ、喫煙室等通常定置されて使用されるものをいい、たばこの火、自動車のエンジンの火花は含まれないが、これらは、「火気」に含まれるので、法第37条の規定により、あらかじめ特定製造者が火気使用禁止区域を設定することにより管理することが望ましい。

また、第1項第14号中「当該製造設備」外の電気設備であっても、同項第48号の規定に基づき設置された可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備並びに「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年4月1日労働省告示第16号）」、「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆1979）」、「新工場電気設備防爆指針（ガス防爆1985、一部改正1988）」及び「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆1994）」（労働省産業安全研究所技術指針）の規定に基づき設置された電気設備については、本号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。

備については、第1項第1~4号の適用を受ける「火気を取り扱う施設」には該当しない。したがって、これらの防爆指針及びガイドに基づき非危険場所に分類された場所に設置する電気設備については、防爆構造を有しなくても、「火気を取り扱う施設」には該当しない。

なお、可燃性ガスの取り入れ、取り出しが方向は、火気を使用する場所及び他の貯槽を避けることが望ましい。

9. ~ 22. (略)

(9) の 2 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について

第15条関係

(1) 第1号の「外表面のさび等の付着物」には、容器の外面に塗布された透明塗装（クリアコート、ゲルコート等）及び透明塗装の下のシール類（繊維強化プラスチックの上に貼付されているもので外部切り傷等がないものに限る。）は含まれない。

(2) 第1号ニ(イ)の「樹脂で補修」とは、次をいうものとする。

- ① 表面が滑らかになるように前処理を行う。
- ② 当該傷部分を室温硬化型エポキシ樹脂（ビスフェノールAグリシジルエーテルに限る。）により表面が滑らかになるように補修する。なお、傷部分に拘束されていないガラス繊維がある場合は当該ガラス繊維を切除すること。

(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について

第12条の16関係

第2号中「これと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること」とは、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦の高圧ガス容器の規格（EU指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が採用する高圧ガス容器のEN規格又はISO規格を含む。）に適合することであることを確認することをいう。

なお、可燃性ガスの取り入れ、取り出しが方向は、火気を使用する場所及び他の貯槽を避けることが望ましい。

9. ~ 22. (略)

(9) の 2 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について

第15条関係

第1号ニ(イ)の「樹脂で補修」とは、次をいうものとする。

- ① 表面が滑らかになるように前処理を行う。
- ② 当該傷部分を室温硬化型エポキシ樹脂（ビスフェノールAグリシジルエーテルに限る。）により表面が滑らかになるように補修する。なお、傷部分に拘束されていないガラス繊維がある場合は当該ガラス繊維を切除すること。

(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について

第12条の16関係

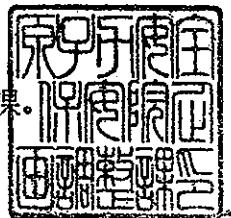
第2号中「これと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること」とは、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦の高圧ガス容器の規格に適合するものであることを確認することをいう。

経済産業省

平成23・06・28原院第1号
平成23年7月5日

安全弁の適切な保安検査の実施について（周知）

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課



経済産業省原子力安全・保安院保安課

N I S A - 2 5 1 c - 1 1 - 6

今般、認定保安検査実施者として認められた高圧ガスの製造をする者に対して、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第62条第1項の規定に基づく立入検査を実施した結果、法第35条第1項第2号の保安検査について、液逃がし用安全弁の検査周期を誤認し、毎年実施しなければならないところ、2年ないし4年に1度しか検査をしていなかった事実を確認しました。安全弁の保安検査の周期の誤認は、平成22年12月にも他の認定保安検査実施者で確認され、両事案について、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）としては、厳重注意を行い、原因の究明及び再発防止策を求めたところです。

当院では、安全弁の保安検査の周期の誤認が相次いで発生していることから、認定保安検査実施者を始めとする保安検査を行う者に対し、下記の事項について周知することいたしました。

記

安全弁の保安検査の周期において、1年を超える周期を設定できるのは、以下に該当する場合のみである。

- (1) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）第14条の表製造施設の欄中ト及びチに該当する安全弁である場合（ト及びチに該当する安全弁は、J I S B 8 2 1 0に適合する安全弁に限られているところ、J I S B 8 2 1 0の適用除外となる液体の圧力を開放するための安全弁又は安全弁の弁座口の径が15ミリメートル未満のものはト及びチに該当しないことに留意されたい。）
- (2) 認定保安検査実施者の認定時に保安検査の方法の特例として認められた場合

(参考)

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）（抄）

（保安検査の期間）

第14条 液化石油ガス保安規則第77条第2項、一般高圧ガス保安規則第79条第2項及びコンビナート等保安規則第34条第2項の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる製造施設（前条各号に掲げるものを除く。）とし、同項の経済産業大臣が定める期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

製造施設	期間
第一種製造者に係る事業所の製造施設のうち、次に掲げるもの イ～ヘ (略)	
ト 日本工業規格B8210(1994)蒸気用及びガス用ばね安全弁（揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフトシート形のもの及びチに掲げるものを除く。）	2年
チ 日本工業規格B8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁（呼び径が25未満のソフトシート形以外のものであって法第35条第1項第2号の認定に係る特定施設に係るものに限る。）	4年
リ～ル (略)	

1. 地上設置式円筒形貯槽の検査

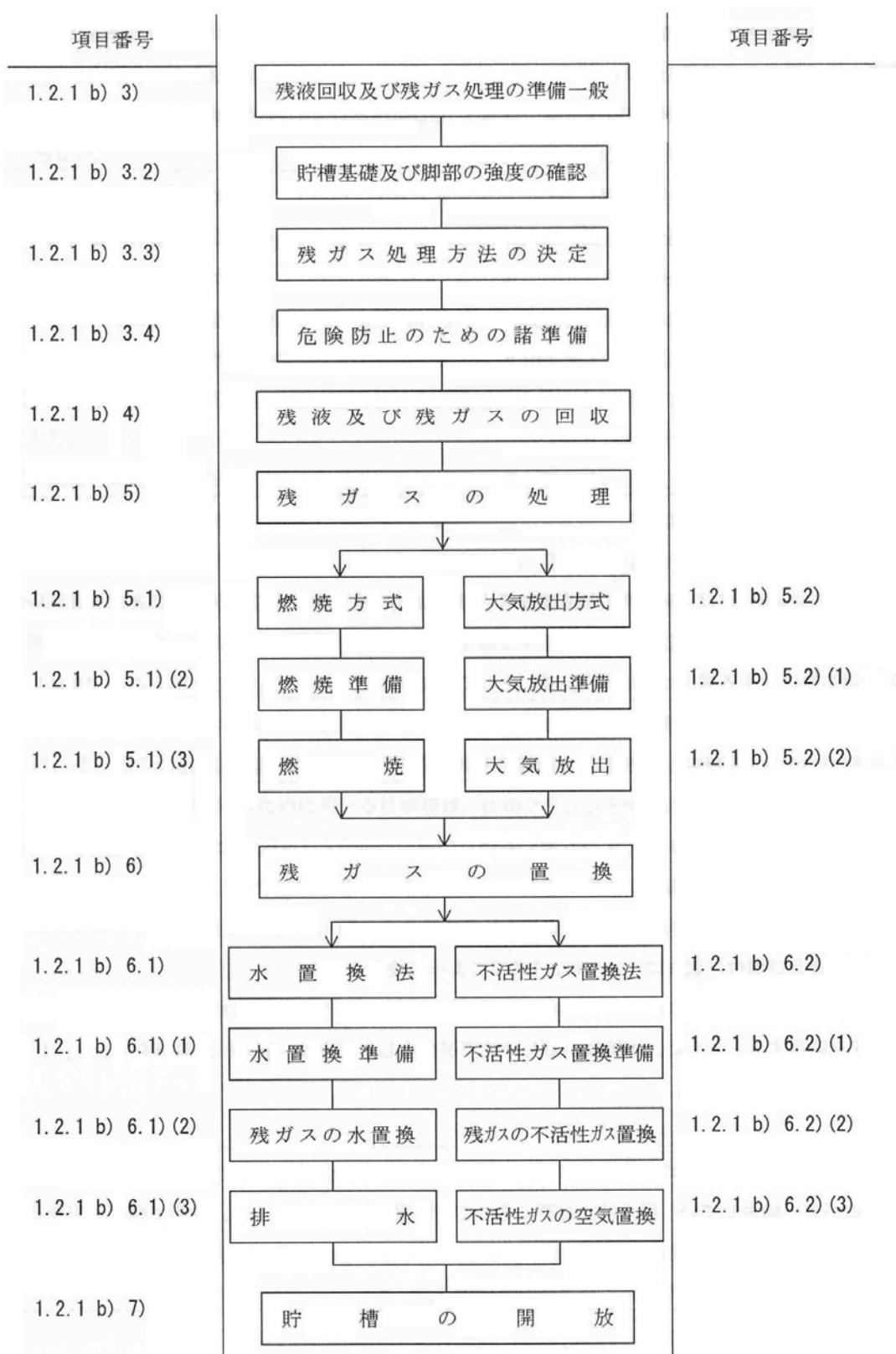


図 1-8 残液回収及び残ガス処理の標準工程